

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年6月15日

鳥取県立図書館長 福本 慎一

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

映像録音資料館内視聴覚機器貸借業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

平成29年8月1日から平成34年7月31日まで

### (4) 入札方法

入札は紙入札により行い、入札書の郵便等は認めない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札には、入札日において次に掲げる要件を全て満たす者（以下「適格者」という。）でなければ参加することができない。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の家庭電器に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 開館・休館を問わず突発的な故障等に対応できるよう、本店、支店、営業所又はその他の事業所が鳥取市にあること。

(5) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

(7) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立図書館

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857-26-8815 ファクシミリ 0857-22-2996

電子メール [toshokan@pref.tottori.lg.jp](mailto:toshokan@pref.tottori.lg.jp)

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

平成29年6月15日(木)から同月22日(木)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県立図書館のホームページ(<http://www.library.pref.tottori.jp/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年6月15日(木)から同月22日(木)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は、午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年7月4日(火) 午後2時

即時開札

イ 場所

鳥取県立図書館 大研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、適格者であることを証する書類を、平成29年6月22日(木)午後5時までに4の

(1)の場所に郵送又は持参により提出し、適格者であることの確認を受けなければならない。なお、郵送により提出する場合は、平成29年6月22日(木)午後5時までに必着とする。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

適格者でない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書に添付する「映像録音資料館内視聴覚機器賃貸借業務仕様書」(以下「仕様書」

という。) 中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削る。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えな  
いで条文を修正するときがある。